

奈良県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年八月十二日

奈良県知事 荒井正吾

| 医療機関の名称                | 医療機関の所在地                   | 廃止年月日        |
|------------------------|----------------------------|--------------|
| いけなか内科クリニック            | 北葛城郡広陵町大字安部二三六一―三          | 平成二十八年五月三十一日 |
| 医療法人エスエイエスエイ歯科医院アピタ西大和 | 北葛城郡上牧町大字上牧三〇〇〇―一 アピタ西大和一階 | 平成二十八年五月三十一日 |
| ヨシダ薬局                  | 橿原市新賀町二二四―二                | 平成二十八年六月二日   |